

(3) 就職準備金貸付

<p>借りられる人</p>	<p>①～③の要件<u>全てを</u>満たす人。 ただし、保育士として週 20 時間以上勤務することが必要です。</p> <p>① 保育士登録後 1 年以上経過した者、又は、保育士登録が行われてからの期間が 1 年未満の者のうち養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から 1 年以上経過した者であること</p> <p>② 保育所等（※1）に新たに雇用され、勤務を始める者であること</p> <p>③ 保育所・幼保連携型認定こども園・幼稚園・認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業から離職して 1 年以上経過していること、又は、上記施設又は事業に勤務経験がないこと。</p>
<p>借りられる額</p>	<p>40 万円を上限とします（無利子）。 ただし、貸付申請日の属する年度の前年度の 1 月における職業安定業務統計による兵庫県内の保育士の有効求人倍率が、一般職業紹介状況による全国の有効求人倍率以下の場合には、20 万円が上限となります。（※2）。</p> <p>なお、貸付申請時に就職準備金の使途の明示が必要となりますが、就職準備に必要なものであれば対象経費に特に制限はありません。 (使途の例) 宿舎借り上げに伴う礼金や仲介手数料、通勤用自転車の購入費など。原動機付自転車等の購入費の一部に充てる等も可能です。</p>
<p>借りる際の条件</p>	<p>・貸付を受けられるのは 1 人 1 回限りです。</p>
<p>返還免除</p>	<p>1. 全額免除が受けられる場合（(1)又は(2)の場合） (1) 県内の保育所等で、2年間引き続き保育に従事した場合（※3） (2) 業務に起因する心身の故障により業務不能となった場合</p> <p>2. その他の全部又は一部の免除 (1) 死亡又は障害により貸付金を返還できなくなった場合 (2) 県内の保育所等で 1 年以上引き続き保育に従事した場合</p>
<p>その他</p>	<p>退職や心身の故障（業務に起因するものを除く）により業務継続の見込みがなくなった場合などには、貸付契約が解除され、貸付金の返還が必要となります。</p>

※1 (2)と同じく、「保育所等」とは次の①～⑧の施設を言い、公立施設を含み、神戸市域に所在する施設は除きます。

① 保育所、② 認定こども園（全ての類型を含みます。）、③ 幼稚園（預かり保育を常時実施しているか、認定こども園に移行予定のものに限ります）、④ 市町村の認可を受けた小規模保育事業・事業所内保育事業・家庭的保育事業、⑤ 市町村に届出をした病児保育事業・一時預かり事業、⑥ 離島その他の地域における特例保育の実施施設、⑦ 認可外保育施設（市町が助成している一定の質が確保された認可外保育施設に限ります。兵庫県内では、宝塚市の「指定保育所」や川西市の「地域保育園」が該当します。）⑧企業主導型保育事業

※2 平成 29 年 3 月 8 日以降平成 31 年 3 月 31 日までの申請分については 40 万円分とすることができます。平成 31 年 4 月 1 日以降の対応については求人倍率の状況によりますのでご留意ください。

さい。

※※ 勤務している法人内の人事異動等により、借受人の意思によらず兵庫県外で勤務することとなった場合には、兵庫県外で勤務した期間も2年間の計算に算入できます。

借受人が退職した場合であっても、退職後直ち（概ね1ヶ月以内）に県内の他の保育所で勤務する場合には継続して勤務しているものと見なします。また、傷病による休職等やむを得ない事由で業務に従事できない期間が生じる場合（業務継続不能で復帰の見込みが無い場合を除きます）、引き続き勤務しているとみなしますので、直ちに貸付金を返還する必要はありませんが、休職等している期間は2年間の計算には算入できません。

なお、退職や再就職、休職に際しては、兵庫県保育協会への届出が必要となります。